

令和8年度青森県介護職員の宿舎施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、介護職員が働きやすい環境の整備を図るため、県内の民間事業者の行う介護職員の宿舎施設整備に要する経費及び市町村が民間事業者の行う介護職員の宿舎施設整備事業（以下「間接補助事業」という。）を補助するのに要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、当該民間事業者及び市町村に対し、青森県介護職員の宿舎施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、青森県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年12月青森県条例第90号）、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3欄のとおりとする。

(補助金の額)

第3 補助金の額は、別表第2欄の対象施設等の区分ごとに次により算出するものとする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 同表第3欄に定める補助対象経費の実支出額、第4欄に定める補助基準額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に3分の1を乗じた額を補助金の額とする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、令和8年度青森県介護職員の宿舎施設整備事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により、前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度青森県介護職員の宿舎施設整備事業費補助金申請額算出内訳書（第2号様式）
- (2) 令和8年度青森県介護職員の宿舎施設整備事業計画書（第3号様式）
- (3) 見積書（写し）
- (4) 歳入歳出（収入支出）予算書抄本

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規

定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更をする場合には、令和8年度青森県介護職員の宿舎施設整備事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の範囲内での事業計画の細部の変更であって知事が認めるものは、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）をする場合には、中止又は廃止の理由を記載した令和8年度青森県介護職員の宿舎施設整備事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、予定の期間内に完了（遂行）しない理由を記載した令和8年度青森県介護職員の宿舎施設整備事業実施状況報告書（第6号様式）を速やかに知事に提出して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る歳入及び歳出を明らかにした令和8年度青森県介護職員の宿舎施設整備事業費補助金調書（第7号様式）及び証拠書類を整備し、これらを補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間（（5）に掲げる不動産、機械及び器具がある場合は、その耐用年数を経過するまで）保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、財産管理台帳（第8号様式）を整備し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

なお、根抵当権（民法（明治29年法律第89号）第398条の2に規定する根抵当権をいう。以下、同じ。）の設定については、知事の承認は行わない。
- (6) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業又は間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、令和8年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに、知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が、全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

(9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(11) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) 市町村は、間接補助事業を行う民間事業者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業の内容を変更（知事が認める軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業を中止し、又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、財産管理台帳（第8号様式）を整備し、省令で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

なお、根抵当権の設定については、市町村長の承認は行わない。

また、間接補助事業の実績報告を行う際に、財産管理台帳（第8号様式）の写しを併せて提出するものとする。

オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、根抵当権の設定をしてはならない。

ク 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに、市町村長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が、全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

ケ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これらを間接補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間（エに掲げる不動産、機械及び器具がある場合は、その耐用年数を経過するまで）保管しておかなければならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

サ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

シ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ス 間接補助事業者が、アからシまでにより付した条件に違反した場合には、市町村が行った補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させることがある。

(13) (12) により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(14) (12) のオ又はクの内容により、間接補助事業者から市町村へ財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(15) 間接補助事業者が (12) により付した条件に違反し、(12) のスにより市町村へ補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(16) 補助対象経費については、当補助金と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、令和8年度青森県介護職員の

宿舍施設整備事業完了（廃止）実績報告書（第10号様式）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 民間事業者の場合

- ア 令和8年度青森県介護職員の宿舍施設整備事業費補助金精算額算出内訳書（第11号様式）
- イ 令和8年度青森県介護職員の宿舍施設整備事業実施報告書（第12号様式）
- ウ 歳入歳出（収入支出）決算（見込）書抄本
- エ 財産管理台帳（第8号様式）の写し

(2) 市町村の場合

- ア 令和8年度青森県介護職員の宿舍施設整備事業費補助金精算額算出内訳書（第11号様式）
- イ 令和8年度青森県介護職員の宿舍施設整備事業実施報告書（第12号様式）
- ウ 検査書の写し
- エ 歳入歳出決算（見込）書抄本
- オ 財産管理台帳（第8号様式）の写し

- 2 補助事業又は間接補助事業が翌年度にわたるときは、前項の規定にかかわらず、令和9年4月30日までに、令和8年度青森県介護職員の宿舍施設整備事業年度終了実績報告書（第13号様式）を提出するものとする。

（補助金の請求）

第9 補助金の支払は、補助事業の完了後、速やかに令和8年度青森県介護職員の宿舍施設整備事業費補助金請求書（第14号様式）を提出して行うものとする。ただし、補助事業者が市町村である場合にあっては、その提出を要しないものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第2関係）

1 補助事業者	2 対象施設等	3 補助対象経費	4 補助基準額
民間事業者 （中核市に所在する施設にあっては、中核市）	(1) 特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）又は市町村がこれらの経費について補助するのに要する経費 なお、上記の経費については、第2欄に掲げる対象施設等に勤務する職員数分の定員規模までに係るものであって、職員1定員当たりの延べ床面積 33㎡（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）を限度とする。	知事が必要と認められた額
	(2) 介護老人保健施設		
	(3) 介護医療院		
	(4) ケアハウス（特定施設入居者生活介護指定を受けるもの）		
	(5) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
市町村（中核市含む）	(6) 地域密着型特別養護老人ホーム		
	(7) 小規模な介護老人保健施設		
	(8) 小規模な介護医療院		
	(9) 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
	(10) 認知症高齢者グループホーム		
	(11) 小規模多機能型居宅介護事業所		
	(12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
	(13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(14) 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		

注 補助金は、次に掲げる場合については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- (2) 車庫又は倉庫の建設にかかるとする事業
- (3) 設備整備事業
- (4) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業